

令和3年度山形県主任介護支援専門員更新研修実施要綱

1 目 的

この研修は、主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 研修実施主体 山形県

研修実施機関 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会（山形県より委託）

3 対 象 者(受講要件)

次の(1)、(2)のすべてに該当する者

- (1) 介護支援専門員として実務に従事している者(※1)
 - (2) 以下の①から⑤までのいずれかに該当する者であって、主任介護支援専門員研修修了証書の有効期間が概ね2年以内に満了する者 ⑥
 - ① 介護支援専門員に対する研修(※2)の企画、講師やファシリテーターの経験がある者（山形県介護支援専門員実務研修における実習指導者(※3)を含む）
 - ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修(※4)に年4回以上（主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了から令和3年3月31日までの間の任意の1年間に4回参加した者）
 - ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者(※5)
 - ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー（認定有効期間内のものであること）
 - ⑤ 主任介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として、都道府県が適当と認める者(※6)
- ⑥当該研修の修了日（7月2日）が現在の主任介護支援専門員有効期間内でない者は受講できません。

《※1～6の定義等》



※1 「実務に従事している者」とは下記①～⑦の事業所において、介護支援専門員として就労(サービス計画の作成業務及び指導・助言の業務は必須)している者（管理者等介護支援専門員を指導する立場にある者を含む）又は大学や市町村において、介護保険制度の運用やケアマネジメント等の実施について教育、指導している者とする。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ③ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
- ④ 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所、地域包括支援センター（基幹型地域包括支援センターを含む）

- ※2 「研修」とは、法定研修の他、都道府県、市町村、地域包括支援センター及び職能団体（実務研修受講試験の要件にある法定資格者団体と一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人山形県介護支援専門員協会及び各地区支部）が実施するもので、受講対象者に介護支援専門員が含まれるものをいう。
- ※3 「実習指導者」とは、山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所として山形県に登録された事業所に勤務する主任介護支援専門員であり、介護支援専門員実務研修科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」の模擬プラン作成実習及び見学・観察実習で直接指導を行った主任介護支援専門員として、社会福祉法人山形県社会福祉協議会会長から「山形県介護支援専門員実務研修実習指導証明書」の交付を受けた者をいう。
- ※4 「法定外の研修」とは、介護支援専門員に係る研修として都道府県、市町村、地域包括支援センター及び職能団体（※2に同じ）が実施するもので受講対象者に介護支援専門員が含まれるものをいう。
- ※5 「演題発表等の経験がある者」とは、日本ケアマネジメント学会が開催した講演会の講師、研究大会のコーディネーター、シンポジスト、演題発表者、ポスターセッションの発表経験のある者をいう。
- ※6 市町村及び地域包括支援センター(基幹型含む)において、介護保険制度の運用やケアマネジメント等の実施について、指導的立場にある者で、市町村長が推薦する者

4 募集定員 115名（感染症拡大防止等の為、定員を変更する場合があります）

5 申込方法（2通り）

①インターネット申込みの場合（2、3、5、6は郵送して下さい）	
(1)	URL https://forms.gle/aGBS2nUdzASKXvfy7 QRコード→ 
(2)	様式3-①②③（受講要件申告書）及びその確認書類 様式3-①にかかる添付書類（講師依頼文、講師お礼状、研修プログラムで講師、ファシリテーターとして氏名の記載のあるもの等のコピー）、介護支援専門員実務研修における実習指導者の場合は山形県社会福祉協議会会長名の「山形県介護支援専門員実務研修実習指導証明書」のコピーを添付すること。 様式3-②にかかる添付書類（受講証明書や参加証明書、受講者本人の氏名や研修内容が記載されている次第や講義資料、領収書のコピー） ※web研修につきましても要件として認めていますが、必ず参加した証明のできる書類を添付して下さい。
(3)	様式4-①②③④⑤⑥⑦（指導事例）1部
(4)	様式5-1（郵送提出） 様式5-2（パソコンでの入力を推奨します） URL https://forms.gle/ShDAW1iYG7BbdzSz5 QRコード→ 
(5)	直近の主任介護支援専門員研修修了証書、又は主任介護支援専門員更新研修修了証書の写し
(6)	介護支援専門員証の写し

②すべて郵送の場合（様式はダウンロードして下さい）	
(1)	様式1（受講申込書） ※今後、感染症拡大等に備え、メールアドレス記入を必須としています。（間違いのないように記入をお願いいたします）
(2)	様式2（実務経験申告書）
(3)	様式3-①②③（受講要件申告書）及びその確認書類 様式3-①にかかる添付書類（講師依頼文、講師お礼状、研修プログラムで講師、ファシリテーターとして氏名の記載のあるもの等のコピー）、介護支援専門員実務研修における実習指導者の場合は山形県社会福祉協議会会長名の「山形県介護支援専門員実務研修実習指導証明書」のコピーを添付すること。 様式3-②にかかる添付書類（受講証明書や参加証明書、受講者本人の氏名や研修内容が記載されている次第や講義資料、領収書のコピー） ※web研修につきましても要件として認めています、必ず参加した証明のできる書類を添付して下さい。
(4)	様式4-①②③④⑤⑥⑦（指導事例）1部
(5)	様式5-1（目標）受講前をご自身、管理者の記入をお願いします。 様式5-2（評価）①②③④⑤⑥⑦⑧ （受講前を記載したもの）
(6)	直近の主任介護支援専門員研修修了証書、又は主任介護支援専門員更新研修修了証書の写し
(7)	介護支援専門員証の写し

【申込時の注意事項】

①インターネット申込みの場合

- 書類の郵送前にQRコードもしくはURLよりインターネットでの申込み、研修記録シートの送信をお願いします。
- 上記(2)～(6)の書類を角2封筒に入れ、封筒の表に朱書きで「主任介護支援専門員更新研修申込書在中（インターネット申込み済）」と明記のうえ4月23日(金)までに【郵送必着】で申込みして下さい。
※受講申込書は簡易書留での郵送をお願いいたします。普通郵便で送られた場合の郵便事故による未着・誤送については一切責任を負えません。
- 持参・FAXでの申込みは受け付けません。
- 「受講申込書」、「実務経験申告書」及び「受講要件申告書」により受講要件の確認ができない場合及び添付すべき書類が不備の場合は受講を認めません。
- 申込期日を過ぎた場合は受理しません。

②すべて郵送の場合

- 様式は一般社団法人山形県老人福祉施設協議会ホームページからダウンロードしてA4用紙に片面印刷で作成し、左上をクリップで留めて提出して下さい。（ホチキス止め不可）
- 上記(1)～(7)の書類を角2封筒に入れ、封筒の表に朱書きで「主任介護支援専門員更新研修申込書在中」と明記のうえ4月23日(金)までに【郵送必着】で申込みして下さい。
※受講申込書は簡易書留での郵送をお願いいたします。普通郵便で送られた場合の郵便事故による未着・誤送については一切責任を負えません。
- 持参・FAXでの申込みは受け付けません。
- 「受講申込書」、「実務経験申告書」及び「受講要件申告書」により受講要件の確認ができない場合及び添付すべき書類が不備の場合は受講を認めません。
- 申込期日を過ぎた場合は受理しません。

6 受講決定

受講の可否については、5月上旬頃に、事業所宛に通知いたします。

※ 受講者多数の場合は、以下の者を優先したうえで先着順とするため、受講できない場合もあることを予め御了承下さい。

①概ね1年以内に介護支援専門員証の有効期間が満了する者

7 経 費

受講料は山形県手数料条例に基づき **24,500 円** とし、受講決定通知に併せて送付する所定の用紙に、**山形県収入証紙**を過不足なく貼付のうえ、研修初日の受付時に提出して下さい。なお、いかなる理由があっても納入された受講料は返金しません。

8 研修科目及び日時・会場

別紙1(カリキュラム)のとおりですが、都合により変更する場合があります。その場合はホームページにてお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため日程及び会場又は方法が変更される場合があります。

9 研修初日に持参する物

受講決定通知書、テキスト、指導事例、筆記用具等

なお、研修開始後に使用する物については研修中にお知らせします。

10 遅刻、欠席等の受講上の注意

研修課程は46時間すべてを履修する必要があります。遅刻、早退、欠席、研修主催者の了承を得ない離席は認めません。特別な事情がある場合は、必ず当会事務局へ連絡して下さい。

11 指導・事例等の提出について

事例の提出については、別紙2「令和3年度主任介護支援専門員更新研修の指導事例提出について」を参照してください。指導事例の提出が困難な場合は受講できない場合があります。

12 修了認定

研修の全課程を受講した者について、小論文又は課題に対するレポート等により、国が示す「介護支援専門員養成研修における修了評価に関する指針」に基づく評価を研修審査委員会において行います。その結果、修了可とされた者に修了証書を交付します。

13 個人情報の取り扱い

①研修申込みで取得した受講者の個人情報については、本研修の実施及び山形県への報告、照会以外は使用しません。

②新型コロナウイルスによる感染者が発生した場合、感染拡大防止の調査のため、個人情報を保健所等行政機関へ提供することがありますので、勤務先等ご連絡先が変更になった場合は必ずお知らせください。

14 申込み、問い合わせ先

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 事務局

研修専用TEL:023-666-8506 (平日9:30~16:00)

FAX:023-616-5570

E-mail:care@scws.yamagata.jp

HP:www.scws.yamagata.jp

山形県老人福祉施設協議会のホームページ QR コード→

